

令和 6 年度盛岡広域くらしの魅力発信イベント
及び移住相談会企画運営業務

業務仕様書

令和 6 年 4 月
盛岡広域振興局

令和6年度盛岡広域くらしの魅力発信イベント及び移住相談会企画運営業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度盛岡広域くらしの魅力発信イベント及び移住相談会企画運営業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「企画コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

岩手県及び東北地方での地方暮らしに関心がある20～40代（子育て世代）に、県央圏域の暮らしの魅力等をPRし、各市町の移住相談につなげることを目的として、オンライン配信イベント及び移住相談会を実施するもの。

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

(3) 委託料の上限額

1,665,000円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 業務項目

① オンライン配信イベントの実施

県央圏域で元気に暮らす移住者や地域住民を紹介するオンライン配信イベントを定期的を実施する。

② 移住相談会の開催

移住希望者のニーズを踏まえ、県央圏域の状況紹介や個別相談を行う移住相談会を開催する。

(2) 業務内容

① 共通事項

ア 対象者

岩手県及び東北地方での地方暮らしに関心がある20～40代（子育て世代）

イ 実施内容の調整

実施内容等について、事前に県と協議すること。

② オンライン配信イベントの実施

ア 開催方法

オンラインツール「Zoom」の利用によるオンライン開催

イ 実施回数及び配信時間

4回（1回当たり30分程度）

ウ 参加目標人数

20人程度

エ 主な内容及び配分時間

- ・ 圏域に暮らす移住者等によるトーク、参加者との交流（質疑応答等）（25分程度）
- ・ 県・市町の移住定住関連イベント及び制度紹介等（5分程度）

オ 運営・管理

オンライン配信イベントに係る広報、参加希望者の受付・取りまとめ、ゲストスピーカー等の出演交渉及び当日運営に必要な事前調整、配信会場及び機材の手配、資料調製、当日運営等の一切の事務を行うこと。

カ アンケート実施

参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果を集計して報告すること。

③ 移住相談会の開催

ア 開催方法

対面とオンラインツール「Zoom」によるオンラインとの併催

イ 開催日時

令和6年12月15日(日)11時から14時(予定)

※ 時間は、会場の使用可能時間内で調整が可能であること。

ウ 開催場所

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター セミナールームD

(東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階)

エ 参加目標人数

30人以上(会場の定員は15人程度とする。)

オ 参加対象市町

県央圏域8市町

カ 実施内容

ゲストスピーカー等による盛岡エリアの暮らしの魅力紹介及び市町への個別相談を含めたプログラムを構成し、運営すること。

キ 運営・管理

相談会に係る広報、ゲストスピーカー等の出演交渉及び当日運営に必要な事前調整、配信会場及び機材の手配等の一切の事務を行うこと。

ク その他

開催場所のレイアウト例や利用可能設備等については、別紙を参照のこと。

④ その他

本業務の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議し、双方共通認識の下で実施すること。

また、仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議すること。

⑤ 委託業務完了報告書の提出

事業が完了したときは、上記①及び②の各工程における実施結果について、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 30 年岩手県条例第 10 条）を遵守しなければならない。

(7) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。